

管理番号 308-387

# 社会医療法人の認定要件拡充・緩和 (医療法)

平成26年8月21日(木)

熊本県医療政策課



©2010 熊本県くまモン



現 状

○へき地医療を行う医療法人が社会医療法人となるためには、「へき地診療所」に年間53人以上直接医師を派遣することが必要。

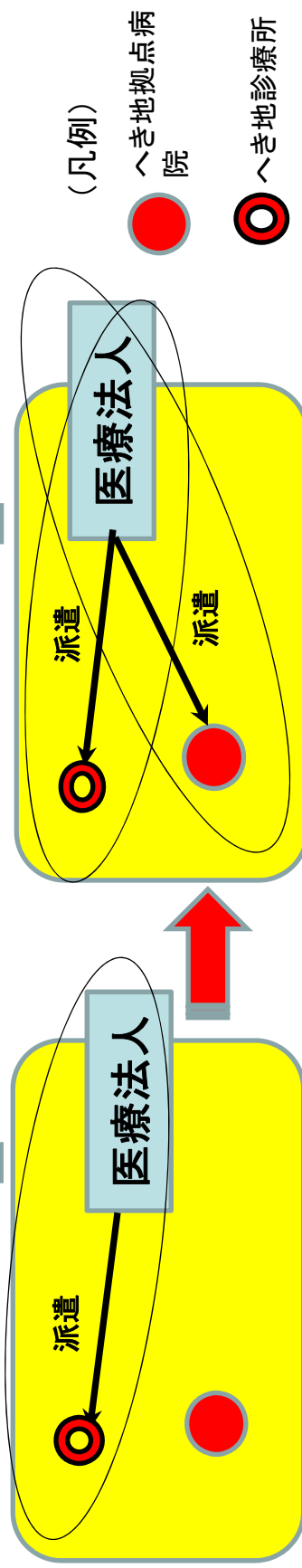
提案概要

○「へき地診療所」だけに限るのではなく、「へき地医療拠点病院」への派遣についても社会医療法人認定の要件に加える。

社会医療法人

診療所派遣のみOK

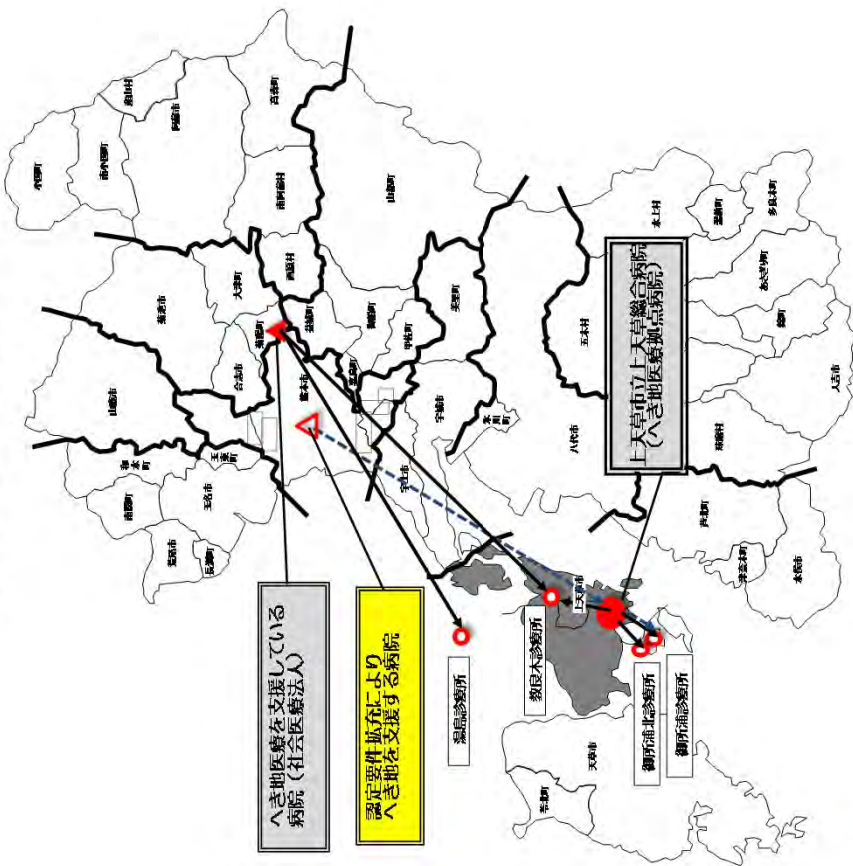
診療所・病院どちらかの派遣でOK





## 地域の実情を踏まえた見直しの必要性

上天草地域のへき地医療提供体制



- ひき地医療拠点病院
- ▲ ひき地診療所を支援している病院
- ▲ ひき地診療所（離島診療所含む）
- 医師派遣
- - -> 医師派遣（要件充足後）

- へき地医療の経験がない病院ではへき地での総合的な診療ノウハウの蓄積がない。そこに交通環境の不利な地域条件が加わり、これを支援する医療機関からの派遣は容易には増えない見込み。
- へき地医療拠点病院の常勤医師数は年々減少傾向にあり、へき地診療所への支援がますます厳しい状況。
- 社会医療法人がへき地医療拠点病院を支援することで、その分へき地医療拠点病院からより安定的にへき地診療所への医師派遣を行うことが可能。



## 現 状

○A県、B県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人となるためには、A県の施設、B県の施設、それぞれで要件(※1)を満たす必要。

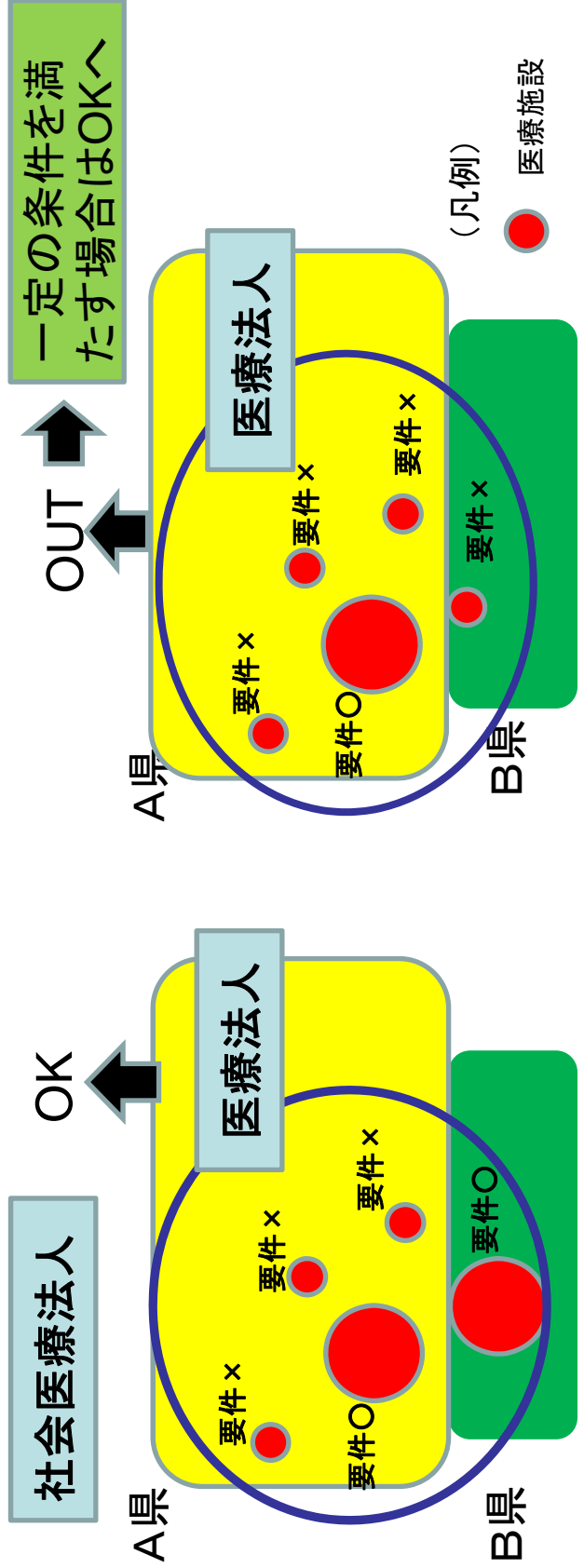
※1 救急医療等確保事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)に係る業務を行っていること等。

○一方、A県のみ複数施設を置く場合は、いずれか1つの施設で要件を満たせばOK。

## 提案概要

○複数県に施設を設置している医療法人にあっても、エリアが「定住自立圏」(※2)を形成している場合、又は経営規模等が1の県に偏在している場合は、1の県に施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

※2 中心市(人口5万程度以上)と中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係(通勤通学10%圏等)を有する市町村が、人口定住のために必要な生活機能確保するため、役割分担し、連携していくことを協定で明示している圏域。所管は総務省。



## 地域の実情

### ① 有明圏域定住自立圏の構成自治体の人口、面積

○大牟田市は中心市宣言をH21.8.28に行い、H25.3.28までに近隣3市2町と協定を締結

(単位:人、Km<sup>2</sup>)

	福岡県			熊本県			合計
	大牟田市	柳川市	みやま市	荒尾市	南関町	長洲町	
人口	123,638	71,375	40,732	55,321	10,564	16,594	318,224
面積	81.55	76.88	105.12	57.15	68.96	19.44	409.10

### ② 当該医療法人における1の県への経営規模等の偏在状況

(単位:人、千円、%)

	福岡県	熊本県	合計			
医療施設	4(病院2、診療所2)	2(診療所のみ)	6			
職員数	636	93.7	43	6.3	679	100.0
事業収益	6,043,377	95.4	289,216	4.6	6,332,593	100.0

## 地域の実情を踏まえた見直しの必要性

- 現行の要件のままでは、医療法人が、社会医療法人の認定を得るため、一方の県に置く小規模医療施設を廃止する動きを誘発する可能性。
- 提案概要のケースにおいては、社会医療法人の要件を見直すことで、もともと医療施設が少ない地域において貴重な医療施設の存置を確実なものとし、地域住民へ安定的な医療提供体制を確保することができる。

